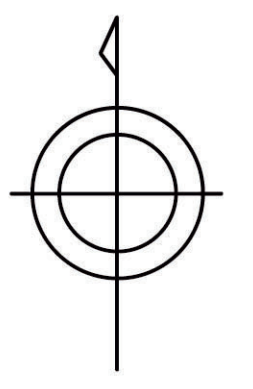


平成三十年八月作成

○朝霞市計画区域(市行政区域)	面積1,838ha
○区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)	
昭和45年8月26日 当初決定	埼玉県告示第 978号
昭和59年12月26日 変更	埼玉県告示第1839号
平成3年12月24日 変更	埼玉県告示第1753号
平成8年3月28日 変更	埼玉県告示第 527号
平成10年11月27日 変更	埼玉県告示第1533号
平成16年4月27日 変更	埼玉県告示第 923号
平成23年1月27日 変更	埼玉県告示第1115号
平成26年3月28日 変更	埼玉県告示第 521号
平成29年1月27日 変更	埼玉県告示第 88号
○用途地域	
昭和48年1月16日 当初決定	埼玉県告示第 71号
昭和59年12月26日 変更	埼玉県告示第1840号
平成3年1月16日 変更	埼玉県告示第 629号
平成3年12月24日 変更	埼玉県告示第1754号
平成7年12月22日 決定	埼玉県告示第1738号
平成16年3月30日 変更	埼玉県告示第 592号
平成25年4月3日 変更	朝霞市告示第 121号
平成29年4月3日 変更	朝霞市告示第 37号
平成30年8月3日 変更	朝霞市告示第 181号



■	第一種低層住居専用地域	60 100 100
■	第一種中高層住居専用地域	60 150 200
■	第二種中高層住居専用地域	60 200 250
■	第一種住居地域	60 200 250
■	準住居地域	60 200 250
■	近隣商業地域	80 200 250
■	商業地域	80 400 350
■	準工業地域	60 200 250
■	工業地域	60 200 250
■	防火地域	—
■	防防火地域	—
■	地区計画	200
■	生産緑地地区	60 250
■	特別緑地保全地区	—
■	荒川近郊緑地保全区域	—
■	都市計画道路	—
■	他市都市計画道路	—
■	都市計画公園	100
■	都市計画施設	60 (10)
■	土地区画整理事業区域(施行済)	—
■	土地区画整理事業区域(施行中)	—

○	第一種低層住居専用地域	60 100 100
○	第一種中高層住居専用地域	60 150 200
○	第二種中高層住居専用地域	60 200 250
○	第一種住居地域	60 200 250
○	準住居地域	60 200 250
○	近隣商業地域	80 200 250
○	商業地域	80 400 350
○	準工業地域	60 200 250
○	工業地域	60 200 250
○	防火地域	—
○	防防火地域	—
○	地区計画	200
○	生産緑地地区	60 250
○	特別緑地保全地区	—
○	荒川近郊緑地保全区域	—
○	都市計画道路	—
○	他市都市計画道路	—
○	都市計画公園	100
○	都市計画施設	60 (10)
○	土地区画整理事業区域(施行済)	—
○	土地区画整理事業区域(施行中)	—

地区名	宮戸二丁目地区地区計画(既決定)
面積	約10.8ヘクタール

地区名	北朝霞地区地区計画(既決定)
面積	約26.5ヘクタール

地区名	岡一丁目地区地区計画(既決定)
面積	約10.0ヘクタール

地区名	根岸台五丁目地区地区計画(既決定)
面積	約1.3ヘクタール

地区名	基地跡地地区地区計画(既決定)
面積	約50.5ヘクタール

地区名	幸町三丁目地区地区計画(既決定)
面積	約3.2ヘクタール

凡例	
■	地区計画
■	地区計画(既決定)

注意
 1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
 2. この都市計画図に表示された地域・地区・都市計画施設等の境界は、その数値を示すもの、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

地区名	根岸台二丁目地区地区計画(既決定)
面積	約14.9ヘクタール

地区名	根岸台三丁目地区地区計画
面積	約7.3ヘクタール

地区名	根岸台七丁目東地区地区計画(既決定)
面積	約8.9ヘクタール

地区名	根岸台六丁目地区地区計画(既決定)
面積	約0.9ヘクタール

地区名	根岸台七丁目西地区地区計画(既決定)
面積	約8.6ヘクタール

凡例		
区域	都市計画区域(市行政区域)	
区域	市街化区域	
区域	高度地区界(朝霞駅南口・東口周辺)	
用途	第一種低層住居専用地域	60 100 100
用途	第一種中高層住居専用地域	60 150 200
用途	第二種中高層住居専用地域	60 200 250
用途	第一種住居地域	60 200 250
用途	準住居地域	60 200 250
用途	近隣商業地域	80 200 250
用途	商業地域	80 400 350
用途	準工業地域	60 200 250
用途	工業地域	60 200 250
用途	防火地域	—
用途	防防火地域	—
用途	地区計画	200
用途	生産緑地地区	60 250
用途	特別緑地保全地区	—
用途	荒川近郊緑地保全区域	—
用途	都市計画道路	—
用途	他市都市計画道路	—
用途	都市計画公園	100
用途	都市計画施設	60 (10)
用途	土地区画整理事業区域(施行済)	—
用途	土地区画整理事業区域(施行中)	—

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	高度地区(m)	道路斜線(建築基準法第56条)	日影規制(建築基準法第56条の2)	
						規制される建築物の高さ	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	1.25/1	5mを超え1.25/1	4時間 2.5時間 (二)
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	—	3時間 2時間 (一)
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25	—	—	4時間 2.5時間 (二)
第一種住居地域	60	200	—	25	—	—	4時間 2.5時間 (一)
準住居地域	60	200	—	25	—	—	4時間 2.5時間 (一)
近隣商業地域	80	200	—	25	—	—	4時間 3時間 (二)
商業地域	80	400	—	35	—	—	—
準工業地域	60	200	—	25	1.5/1	5mを超え1.25/1	4時間 3時間 (二)
工業地域	60	200	—	25	—	—	—

市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形態規制									
区分	日影規制(建築基準法第56条の2)								
12m未満の前面道路幅員に定める容積率決定係数	規制される建築物の高さ								
5.0	100	0.4	1.25/1	20m+1.25/1	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	日(二)
6.0	200	—	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	日(三)
6.0	200	0.6	1.5/1	31m+2.5/1	高さ10m超	4m	5時間	3時間	日(三)
7.0	200	—	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	日(三)

朝霞市役所